

漁場計画

(令和 8 年 10 月 10 日免許)

松浦海区

業 漁 画 区

1 区画漁業

- (1) 公示番号 別表のとおり
- (2) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業の名称 別表のとおり
 - イ 漁業の時期 別表のとおり
 - ウ 漁場の位置 別表のとおり
 - エ 漁場の区域 別表のとおり
- (3) 制限又は条件
 - ア 漁場の区域を示す各点に、昼間及び夜間においても視認できる標識を設置しなければならない
 - イ 養殖施設のいかりは、免許漁場内に設置しなければならない
 - ウ わかめ養殖業においては、毎年5月31日までに養殖施設を除去しなければならない。
- (4) 免許予定日 令和8年10月10日
- (5) 申請期間 令和8年7月9日から令和8年8月7日まで
- (6) 関係地区 別表のとおり

備考

存続期間 令和8年10月10日から令和10年8月31日まで
漁場計画図 別図のとおり

別表

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松 区 第201号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市浜玉町 測上地先	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 07秒 点イ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 12秒 点ウ：北緯 33度 27分 40秒 東経 130度 02分 11秒 点エ：北緯 33度 27分 45秒 東経 130度 02分 06秒	唐津市浜玉町	団体漁業権	漁業の時期の延長
松 区 第202号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市大島地先に	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 17秒 東経 129度 58分 13秒 点イ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 09秒 点ウ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 08秒 点エ：北緯 33度 28分 18秒 東経 129度 58分 12秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	漁場の縮小
松 区 第203号	わかめ養殖業	10月1日から 翌年5月31日 まで	唐津市大島地先に	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 36秒 点イ：北緯 33度 29分 05秒 東経 129度 57分 34秒 点ウ：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 32秒 点エ：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 34秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	漁場の縮小

公示番号	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区	個別漁業権または団体漁業権の別	備考
松 区 第501号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先に	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 28分 17秒 東経 129度 58分 13秒 点イ：北緯 33度 28分 15秒 東経 129度 58分 09秒 点ウ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 11秒 点エ：北緯 33度 28分 13秒 東経 129度 58分 20秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	漁場の拡大
松 区 第502号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市大島地先に	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 29分 09秒 東経 129度 57分 34秒 点イ：北緯 33度 29分 07秒 東経 129度 57分 32秒 点ウ：北緯 33度 29分 12秒 東経 129度 57分 26秒 点エ：北緯 33度 29分 13秒 東経 129度 57分 27秒	唐津市西唐津、 大島及び唐房	団体漁業権	漁場の拡大
松 区 第535号	かき垂下式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	唐津市肥前町大字 星賀柿ノ浦	次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に 結んだ直線によって囲まれた区域 点ア：北緯 33度 27分 17秒 東経 129度 47分 54秒 点イ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 54秒 点ウ：北緯 33度 27分 14秒 東経 129度 47分 56秒 点エ：北緯 33度 27分 15秒 東経 129度 47分 57秒	唐津市肥前町 鶴牧、納所、 入野、星賀、 晴気及び向島	団体漁業権	新規 制限及び条件：当該漁業権に係る区画漁業で養殖されるかき類は、松区第515号、533号および551号に係る区画漁業で養殖の用に供される施設から移送されたものでなければならない。